

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

★要介護認定に関する特定死者情報提供申出時の注意事項

- ①提供申出できるのは名古屋市で要介護認定を受けた分のものに限りです。
- ②情報には保存年限があります。情報の保存年限については事前に次の<連絡先>へお問合せください。
- ③資料がある場合、提供は原則郵送で行います。詳細は<連絡先>へお問合せください。
- <連絡先>名古屋市健康福祉局介護保険課 TEL: 052-750-7881

記載例（遺族等が請求する場合）

申出書

令和〇年〇〇月〇〇日

記入した日

実施機関 名古屋市長

申出者 〒 〇〇〇-〇〇〇〇

住所又は居所 名古屋市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

ふりがな 氏 名 丸八 花子

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

住所、氏名は対象者が最後に名古屋市にみえた際の住所及び氏名をご記入ください。

死者情報の提供を求めます。

次の対象者の要介護認定に係る要介護度と認定期間の一覧

氏名: 丸八 太郎 (昭和〇年〇〇月〇〇日生)

住所: 〇区〇〇町〇丁目〇〇番地

申出者からみた続柄: 父

「要介護度と有効期間の一覧」により分かる事項は、①申請日②申請区分③認定日④要介護度⑤有効期間です。

「申出者」の欄は「遺族等」を選択し、同封する本人確認書類（コピー）に☑を入れてください。なお、住民票の写しは原本（区役所から交付されるそのもの。30日以内に作成されたもの）の提出が必要です。

☑遺族等 □法定代理人 □任意代理人

☑運転免許証 □個人番号カード

☑在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者カード

☑その他 (住民票の写し)

※申出書を送付して申出をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ア 亡くなられた方（本人）に関する書類

☑戸籍謄本（戸籍抄本）

イ 亡くなられた方（本人）の死亡診断書

☑遺族等の戸籍謄本（戸籍抄本）

※亡くなられた方（本人）の死亡診断書に加え、亡くなられた方（本人）の死亡診断書の写し

申出書及び本人確認書類とともに、
①対象者の死亡が確認できる書類（戸籍謄抄本等の原本、死亡診断書の写し等）
②対象者と遺族等の関係が分かる書類（戸籍謄抄本の原本、法定相続一覧図の原本等）を併せてご提出ください。

確認等

エ 遺族等の状況等

（法定代理人又は任意代理人が申出する場合にのみ記載してください。）

(ア) 遺族等の状況 □未成年者 (年 月 日生) □成年被後見人 □任意代理人委任者

(イ) 遺族等の氏名

(ウ) 遺族等の住所又は居所

オ 代理人の申出資格確認書類

（法定代理人又は任意代理人が申出する場合にのみ記載してください。）

(ア) 法定代理人が申出する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

□戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他 ()

(イ) 任意代理人が申出する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。

□委任状 □その他 ()

1) いずれかを選択してください。

□閲覧 ☑写しの交付 □その他 ()

2) 写しの交付を希望する場合には、その方法等についても記載してください。

ア 写しの郵送 ☑希望する □希望しない

イ 電磁的記録媒体による写しの交付 □希望する ☑希望しない

資料がある場合、提供は原則郵送で行います。郵送での交付の場合、希望する開示の方法は、「写しの交付」を選択し、写しの郵送を「希望する」を選択してください。

なお、市民情報センターでの交付を希望することもできます。

より。

備考 用紙の大きさ

・原則として、申出を受け付けた日の翌日から起算して 14 日以内に提供決定等が行われます。（ただし、補正に要した期間は14日間に算入しません。）
・事務処理上の困難その他正当な理由がある場合、申出に係る文書が著しく大量である場合は決定期限が延長となることがあります。

★要介護認定に関する特定死者情報提供申出時の注意事項

- ①提供申出できるのは名古屋市で要介護認定を受けた分のものに限りです。
- ②情報には保存年限があります。情報の保存年限については事前に次の<連絡先>へお問合せください。
- ③資料がある場合、提供は原則郵送で行います。詳細は<連絡先>へお問合せください。

<連絡先>名古屋市健康福祉局介護保険課 TEL: 052-750-7881

記載例（遺族等の代理人が請求する場合）

申出書

令和〇年〇〇月〇〇日

記入した日

申出者 〒 〇〇〇-〇〇〇〇

住所又は居所 名古屋市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

氏名 丸八 花子

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

次のとおり特定死者情報の提供を求めます。

「要介護度と有効期間の一覧」により分かる事項は、①申請日②申請区分③認定日④要介護度⑤有効期間です。

住所、氏名は対象者が最後に名古屋市にみえた際の住所及び氏名をご記入ください。

次の対象者の要介護認定に係る要介護度と認定期

氏名: 丸八 太郎 (昭和〇年〇〇月〇〇日生)

住所: 〇区〇〇町〇丁目〇〇番地

申出者からみた続柄: 委任者の母

☐遺族等 ☐法定代理人 ☒任意代理人

☒運転免許証 ☐個人番号カード

☐在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなせる外国出生者証明書

☒その他 (住民票の写し

※申出書を送付して申出をする

ア 亡くなられた方 (本人) に

☒戸籍謄本 (原本) ☐死亡

イ 亡くなられた方 (本人) と

☒遺族等の戸籍謄本 ☐その

※亡くなられた方の兄弟姉妹、甥姪、ひ孫以降の方が申出をする場合は、これらの書類に加え、亡くなられた方の祖父母、父母、配偶者、子、孫がいないことを証する書類 (亡くなられた方の出生から死亡までの一連の戸籍謄本等) (原本) が必要です。

「申出者」の欄は代理人の種類によって「法定代理人」又は「任意代理人」を選択し、同封する本人確認書類 (コピー) に☒を入れてください。なお、住民票の写しは原本 (区役所から交付されるそのもの) の提出が必要です。

申出書及び本人確認書類とともに、

①対象者の死亡が確認できる書類 (戸籍謄抄本等の原本、死亡診断書の写し等)

②対象者と遺族等の関係が分かる書類 (戸籍謄抄本の原本、法定相統一覧図の原本等) を併せてご提出ください。

申出書及び本人確認書類とともに、

①対象者の死亡が確認できる書類 (除籍謄抄本等の原本、死亡診断書の写し等)

②対象者と遺族等の関係が分かる書類 (戸籍謄抄本の原本、法定相統一覧図の原本等) を併せてご提出ください。

任意代理人が申出する場合にのみ記載してください。)

状況 ☐未成年者 (年 月 日生) ☐成年被後見人

☒任意代理人委任者

氏名 丸八 次郎

住所又は居所 〇区〇〇町〇丁目〇〇番地

任意代理人が申出する場合にのみ記載してください。)

(f) 法定代理人が申出する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

☐戸籍謄本 ☐登記簿

(i) 任意代理人が申出する

☒委任状 ☐その他

いずれかを選択してください。

☐閲覧 ☒写しの交付 ☐その他 ()

写しの交付を希望する場合には、その方法等についても記載してください。

ア 写しの郵送 ☒希望する ☐希望しない

イ 電磁的記録媒体による写しの交付 ☐希望する ☒希望しない

資料がある場合、提供は原則郵送で行います。郵送での交付の場合、希望する開示の方法は、「写しの交付」を選択し、写しの郵送を「希望する」を選択してください。

なお、市民情報センターでの交付を希望することもできます。

代理人であることが分かる書類は提供申出日より30日以内のものを原本でご用意ください。添付書類もご確認ください。

- ・原則として、申出を受け付けた日の翌日から起算して14日以内に提供決定等が行われます。(ただし、補正に要した期間は14日間に算入しません。)
- ・事務処理上の困難その他正当な理由がある場合、申出に係る文書が著しく大量である場合は決定期限が延長となることがあります。